

藤枝市中山間地域農業振興整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中山間地域の茶業振興を図るため、生産作業の省力化、効率化を向上させる施設の整備並びに茶の販路開拓及び確立に取り組む農業者の組織する団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 役員の名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金状況調べ（概算払の承認を受けようとする場合に限り。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 団体は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金額に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額等」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになっていない場合は、この限りでない。

3 概算払の承認を受けようとする場合は、第1項の規定による交付申請の際、併せて申請しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請書に係る事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 市長は、前条第2項の規定により補助金に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めたときは、当該仕入控除税額を減額して交付決定をするものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた補助金に係る仕入控除税額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の事業費の20パーセントを超えた変更をする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第6条 第4条の規定により交付の決定を受けた補助事業を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書

- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更資金状況調べ（概算払の変更承認を受けようとする場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請のあった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、事業計画変更承認書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 団体は、補助事業が完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（第3条第2項の規定により消費税仕入控除税額等を減じて得た額により補助金の交付決定を受けているときには、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付決定額から減じて得た額を、交付を受けることとなるべき補助金額として報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第6号様式）により通知する。

（請求）

第9条 団体は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 補助金の交付の目的を達するため特に市長が認めたときは、団体は概算払請求書（第7号様式）により補助金の交付を請求することができる。

（補助金の返還等）

第10条 団体は、実績報告書の提出後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、当該確定した金額（第3条第2項又は第7条第2項の規

定により減じた額があるときにあっては、当該確定した金額がそれら減じた額の総額を上回る部分の金額。以下この項において同じ。)を消費税仕入控除税額等報告書(第8号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、すでに交付を受けている補助金があるときは、当該確定した金額に相当する額を市長の命ずるところにより返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助の対象		補助率
事業の区分	経費	
1 先進省力化施設整備事業	団体が行う当該事業に要する茶園管理機械施設を整備する経費	当該事業に要する経費の3分の2以内とし、毎年市長が定める額とする。
2 販路開拓・確立事業	団体が行う当該事業に要する販路開拓・拡大対策費	当該事業に要する経費の3分の1以内とする。